

様式第2号（第5条関係）

令和 6年 8月26日

出張報告書

栗山町議会議長 鵜川 和彦 様

栗山町議会議員 鵜川 和彦



このたび、下記のとおり出張いたしましたので報告します。

記

- 1 期 日 令和 6年 8月 7日～8月 9日
- 2 出張先 福岡県福岡市
- 3 目的 適切な議員報酬・定数の算定手法を考えるセミナー受講
- 4 関係書類 別紙のとおり



議員定数・議員報酬 の 適正な算定手法

8月8日(木) in 博多

10:00~13:00

適正な議員定数の算定手法を考える

1. 議員定数と人口減少
2. 議員定数の推移と議員報酬との関係性
3. 投票率低下となりて不足
4. アンケートから見る議員定数への住民の意識
5. 議員の機能と議員定数
6. 6つの議員定数算定手法

14:00~17:00

適正な議員報酬の算定手法を考える

1. 議員報酬と給与の違い
2. 議員報酬の対象となる活動
3. 議員報酬の現状と議員の位置づけ
4. 議員報酬における減額措置
5. 費用弁償・政務活動費との関連
6. 7つの議員報酬算定手法

同時開催！
オンラインセミナー



講師: 廣瀬和彦

(株)廣瀬行政研究所代表取締役
元全国市議会議長会法制参事

慶應義塾大学大学院法学研究科修士課程修了。明治大学政経学部講師・明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科講師等として活躍。著書は、「Q&A議会運営ハンドブック」「地方議員ハンドブック」「政務調査費ハンドブック」(すべてぎょうせい)など多数。

(株)廣瀬行政研究所

日 時	令和6年8月8日 10:00～17:00
視 察 先	福岡県福岡市
調査事項	適切な議員定数の算定手法を考える 適切な議員報酬の算定手法を考える
対 応 者	(株) 廣瀬行政研究所 廣瀬 和彦 氏
1. 視察目的 2. 視察内容 ① 背景 ② 特徴 3. 主な質疑 4. 考 察 (感想、政策提 言、課題など)	【議員定数】 まずは、成り手不足について、 ①休業等における労働法制を整備する。(立候補における休暇、休職、復職、労働時間) ②議員・議会の役割を法文次に議会機能と上明確に規定する。(令和5年地方自治法改正) ③兼業禁止を緩和する。(令和4年地方自治法改正) ④会議規則における欠席事由の改正(公務・傷病・出産・育児・看護・介護・配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由)(平成27年) ⑤議員の通称(旧姓)使用(令和2年に再度通知) ⑥厚生年金加入 ①～⑥が論議されている。厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書は、全国815市区議会のうち422市区議会が可決しています。つぎに議会機能と議員定数の関係です。議会機能として、まず、議事機関の機能重視ならば、討議体制を考慮した議員定数に、立法機関の機能重視ならば政策立案が容易な議員定数に、監視機関の機能重視ならば、充実した監視機能を考慮した議員定数にすれば良い。議員定数を決める場合、公聴会、参考人招致、専門的知見を多いに活用すべきである。また、定数を決める場合、栗山町議会は、委員会主義なので、ハーバード大学のR. J. ハックマン教授の研究がとても参考になった。「50年以上にわたるチームのパフォーマンス研究の結果、大半の任務に関して4～6人がチームの人数としては最適であり、いかなる仕事のメンバーにおいてもメンバーが10人以上いるべきでない。」また、アンケートについては、「法的義務はないが政治的義務がある。」ことに要注意である。栗山町議会は、定数については、決着しているので今後の検証に今回の研修を参考にしたい。

【議員報酬】

基本的なものから整理します。議員報酬とは、議員に対する一定の役務に対する対価として与えられる反対給付をいう。なお、常勤の職員に対するものは給与で非常勤の職員に対するものは報酬であり、議員報酬は、報酬に近いものである。なので、原則的に議員が職務を執行することに支給せられるべきもので、職務を執行しない場合には、支給すべき性質のものではない。

法的根拠として、地方自治法203条

①普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬をしなければならない。

②普通地方公共団体の議会の議員は、職務を行うため要する費用の弁償を受ける事ができる。

③普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。

④議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

地方自治法204条の2 普通地方公共団体は、いかなる給与その他の給付も法律又はこれに基づく条例に基づかずには、これをその議会の議員、第203条の2第1項の者及び前条第1項の者に支給することができない。期末手当（地方自治法203条3項）費用弁償（地方自治法203条2項）政務活動費（地方自治法100条14項）に記載している。特別職の報酬等について（昭和39年5月28日自治給第208号自治事務次官通知）特別職報酬等審議会を設置することを通知し、さらに「特別職の報酬等について」（昭和43年10月17日）通知している。これらを鑑み、今回の栗山町議会議員の議員報酬について、栗山町議会基本条例の条文との整合性、執行部側で設置している特別職報酬等審議会の活用、また、住民とのあらゆるチャンネルを活用して、決めたいです。